

令和7年度 集團指導資料

(共通編1)



令和8年 3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

適切な事業運営のために

<基準条例> (他、解釈通知)

○障害福祉サービス

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第81号)

○障害者支援施設

岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第82号)

○障害児支援施設

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第79号)

○障害児入所施設

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第80号)

<報酬告示> (他、留意事項通知)

○障害福祉サービス(施設入所支援を含む。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

令和7年度集団指導資料

(共通編1)

目次

日時：令和8年3月12日、3月13日

1	指導監査について	1
2	変更届、廃止・休止届について	2
3	体制等に関する届出書について	3
4	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	4
5	福祉・介護職員等処遇改善加算について	5
6	障害者虐待防止・身体拘束の適正化について	5
7	新型コロナウイルス感染症対策について	6
8	要配慮者利用施設避難確保計画について	6
9	業務継続計画（BCP）の作成について	7
10	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について…	7
11	障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について…	8
11-2	障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化への対応について…	9
12	災害時情報共有システムへの登録について	9
13	障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について	10
14	その他の関連情報	10
15	その他の連絡	10
16	参考資料	12

1 指導監査について

障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

(2) 運営指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・ 組織体制図
- ・ 利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・ 指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

2 変更届、廃止・休止届について

(1) 指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。

ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

《提出する書類》

- ア 変更届
- イ 添付書類（各サービス編に添付の変更届に係る添付書類一覧表参照）

《変更届出が必要な事項（例）》

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所
- ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- エ 事業所の平面図
- オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所
- カ 運営規程
- キ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前（入所施設は3月以上前）までに、届け出てください。

その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置に関しても届出が必要です。

- ア 廃止し、又は休止しようとする年月日
- イ 廃止し、又は休止しようとする理由
- ウ 現にサービスを受けている者に関する次の事項
 - (ア)現にサービスを受けている者に対する措置
 - (イ)現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出書
 - (ウ)引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の障害福祉サービス事業所の名称
- エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

《提出する書類》

- ア 廃止・休止・再開届出書
- イ 現にサービスを受けている者に対する措置等を記したリスト

3 体制等に関する届出書について

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成 18 年障発第 1031001 号）

(1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

(2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出する書類》

- ア 変更届出書
- イ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書）
- ウ 体制等状況一覧表
- エ 加算の算定に必要な添付書類（変更届に係る添付書類確認表（障害福祉サービス）、加算等に係る添付書類確認表（障害児通所）参照）

4 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

(1) 平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備（法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出）が義務付けられました。

これにより、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

各事業者におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令順守に取り組んでください。

なお、運営指導の際に業務管理体制について検査を行います。

(2) すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

《変更届が必要な事項》

- ア 法人の種別、名称
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- ウ 代表者の氏名、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

区 分	届 出 先
① 事業所が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
② すべての事業所が一の市町村・指定都市(岡山市)の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①及び②以外の事業者	岡山県(各県民局健康福祉部健康福祉課)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算について

1 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の算定について

- (1) 令和8年4月または5月から処遇改善加算等を算定しようとする事業者は、令和8年4月15日(水)【予定】までに提出してください。
- (2) 処遇改善加算等については、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限となっています。年度の途中から算定を受ける場合は、ご注意ください。
令和8年度6月からは相談支援も算定対象となります。

2 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の実績報告について

- (1) 令和7年度に当該加算を算定している事業者は、実績報告書の提出が必要です。 期日に関してはまたお知らせします。
- (2) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。(差額の返還ではない。) また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出してください。
- (3) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

6 障害者虐待防止・身体拘束等の適正化について

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関

する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

《虐待防止の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可）を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。
- イ 虐待防止のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し定期的な研修を実施し、自らは虐待防止のための研修を積極的に受講。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読むこと。
- エ 従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる。
- オ 密室化した場所を極力作らない。
- カ 虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、市町村の窓口に通報する。

《身体拘束等の適正化の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可）を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。
- イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染がまだ続いています。引き続き感染対策の徹底をお願いします。事業所の利用者または従業者の感染が一定基準に達した場合、また、休業した場合には、事業者指導課障害事業者係に電子メールにて報告してください。

【提出先】

電子メール：syon-jigyoun@city.okayama.jp

郵送：〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

8 要配慮者利用施設避難確保計画について

以下の3つの条件をすべて満たす施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。提出がまだの作成対象事業所は、岡山市下水道河川計画課河

川防災室のホームページをご確認いただき、至急作成してください。

- ・要配慮者利用施設（通所、入所または入居）
- ・水防法による指定河川の洪水浸水想定区域に立地 または 土砂災害警戒区域に立地
- ・「岡山市地域防災計画」に掲載された施設

岡山市河川防災室のホームページに「要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です（記事 I D29491）」が掲載されています。

作成されましたら、事業者指導課障害事業者係宛に郵送で提出してください。

【提出先】

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

9 業務継続計画(BCP)の策定について

感染症や自然災害が発生した場合であっても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）の策定は、令和6年4月1日から義務化されています。未策定の場合は必ず策定してください。

なお、厚生労働省のホームページ（以下URL）に業務継続計画作成支援に関する研修動画、ガイドライン、様式のひな形等が掲載されていますので、必要に応じてご覧ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

10 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

平成30年7月豪雨等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生したことから、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化したところですが、

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講ずることが重要です。

避難確保計画や業務継続計画の策定、避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するようお願いしているところですが、点検すべき事項について、

ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄など必要な対策を行うようにお願いします。

11 障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について

平成30年から、福祉医療機構が運営するサイト（ワムネット）に事業所情報を登録するとともに、1年ごと（例年5月～7月）に情報を更新することが義務付けられています。未登録あるいは入力内容不足等の理由で公表に至っていない事業所は、早急に情報公開に向けた作業を実施してください。

なお、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が新設されました。

また、施行規則において、指定更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することになりました。

※障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

○所定単位の10%を減算

【療養介護、障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設】

○所定単位の5%を減算

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）】

障害福祉サービス等情報公表システム ログインページ

URL：<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

【注意事項】

・新規開設の事業所については、事業者指導課において新設事業所の基本情報を設定した後、システム経由でメールにて通知します。

・ログイン用ID（運営法人ごとに付与）が不明の場合は、電子メールに法人名、事業所名、事業所番号、担当者名、連絡先を記入し、岡山市事業者指導課障害事業者係まで送

信してください。後日、システム経由でメールを返信します。パスワードのみが不明な場合は、ログインページ中にパスワード初期化するためのリンクがありますので、そちらをクリックしてください。

- ・作業を実施する際は「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」に掲載されているマニュアルやトラブルシューティング等をご確認ください。

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

- ・情報登録に際しては、「あり」又は「なし」の選択を全項目登録してください。また、営業時間や苦情連絡先など、利用者側に有用となる情報は積極的に登録してください。
- ・電話による問い合わせについては、担当者がシステムへの入力状況を確認したのち、折り返し連絡します。「33」から始まる事業所番号（10桁）をお知らせください。

11-2 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等について

令和7年度より、障害福祉サービス等事業所情報検索システム（ワムネット）上に経営情報についても登録を行うことが必要となります。

登録の期限は毎会計年度終了後3月以内となります。

※令和7年度の経営情報に限り、令和7年度内の公表で可

今年度の情報公表がまだできていない事業所に関しては早急に対応をお願いします。

12 災害時情報共有システムの登録について

災害時情報共有システムは、災害発生時における障害福祉サービス事業所の被害状況等の情報を自治体・国の間で共有するためのシステムです。災害の発生が想定される度に災害時情報共有システムを通じて各事業所宛てに被災状況の報告を依頼するメールが送信されます。災害時情報共有システムを利用するには、福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（ワムネット）」に事業所のアドレスを登録する必要があります。事業所のメールアドレス等の基本情報の入力未対応の事業所は早急に対応してください。（別添参考資料「災害時情報共有システムについて」・「災害時情報共有システムをご利用ください！」参照）

13 障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について

- 1 通知発出日：令和7年1月16日
- 2 通知対象：市内障害福祉サービス等事業所 約1,300事業所
- 3 内容：市内の指定障害児通所支援事業者が不正請求、虚偽の報告を行った事実が認められたため、当該事業者に係る指定の取り消しを行いました。今後、このような不祥事が発生することのないよう事業運営についての再点検を行い、法人役員・管理者を含む事業所の全職員に対して法令遵守の周知徹底を図り、適正な事業運営の確保に万全を期すよう通知を発出しました。

14 その他の関連情報

- 1 岡山労働局からのお知らせについて、ご案内を掲載しています。
- 2 「障害者差別解消法が改正されました」〈パンフレット〉※令和6年4月1日義務化事業者による「合理的配慮」の提供が「努力義務」から「義務」になりました。
- 3 18歳から大人
令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。親の同意がなくても契約をすることができるようになり、消費者被害が拡大する懸念があります。事業所内にもポスターを掲示する等、教育、啓発にご協力をお願いします。

消費者庁が「18歳から大人」特設ページを公開しています。

「18歳から大人」特設ページ(消費者庁HP)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lover_the_age_of_adulthood/

15 その他の連絡

- 1 疑義照会（質問）について
今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。
※様式は参考資料にあります。
- 2 厚生労働省からの通知等について
厚生労働省から発出される通知等については、随時、電子メールで周知していきます。

また、通知等の内容によっては、記載内容を変更する場合があります。その場合も電子メールでお知らせしますので、随時確認をお願いします。

3 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講ずるとともに、速やかに、利用者の家族、岡山市事業者指導課、支給決定市町村に連絡・報告を行ってください。「障害者・障害児事業者 利用事故報告書（記事 I D7709）」に報告すべき事故の範囲を示していますので、ご確認ください。

4 事業者指導課来課時の注意事項について

(1) 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。

※運営指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねる場合があります。

(2) 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。

いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。

(3) K S B 会館には、当課への来客用駐車場はありません。

車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理することにより 1 時間無料）や近隣のコインパーキング等をご利用ください。

※当課にご用の方が、K S B 会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

5 新庁舎(建設中)への移転について

現本庁舎南側に建設工事中の新庁舎は、令和 8 年 5 月末に完成し、現在、KSB 会館 4 階にある事業者指導課も、9 月頃に新庁舎内に移転する予定です。

これにより、事業者指導課の所在地や電話番号等が変更となった場合は、改めてメールで連絡させていただきます。

また、事業者で作成されている運営規程や重要事項説明書等に、事業者指導課の連絡先（所在地、電話・FAX 番号など）が記載されているものについては、適宜修正が必要ですが、その場合の変更の届出は不要とします。

6 事業者指導課のメールアドレスについて

令和 7 年 9 月 1 日より、事業者指導課のメールアドレスが
syoun-jigyoun@city.okayama.lg.jp → syoun-jigyoun@city.okayama.jp
に変更となっています。

変更前のメールアドレスに送信していただいた場合も現状メールは届きますが、事業所で登録しているアドレスの変更をお願いします。